

指定基準、介護報酬等に関するQ & A

1 消防関係

(問1) 「消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける旨を規定する」とされているが、その具体的内容如何。

(答)

1 「消防設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

2 なお、認知症高齢者グループホーム等の消防設備に関しては、先般の火災事故を契機として、現在消防庁において「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」が開催されているところであり、その結論に基づき、消防法に基づく規制について所要の改正が行われる予定である。

(問2) 「非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する旨を規定する」とされているが、その具体的内容如何。

(答)

火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

2 地域密着型サービス

(1) 共通事項

(問1) 人員配置基準に記載されている「常勤換算方法」とは、どのように行うのか。

(答)

常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(問2) 小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の施設等(基準省令第63条第6項の4事業)の併設の場合、「小規模多機能型居宅介護事業所の員数を満たす介護従業者を置くほか、「居住」の事業所の人員に関する基準を満たす介護従業者を置いているときは、「居住」の事業所の従業者は、小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。」とは、どういうことか。

(答)

小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できるということであり、「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう、小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所は、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである。

(問3) 地域密着型サービスで研修等が義務付けられている「代表者」とは、どのような者か。また、代表者と管理者は兼ねることができるのか。

(答)

1 代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的

でないとは判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。

2 管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもある。

(問4) 地域密着型サービス事業所の管理者が、他の業務を兼務できる場合とは、どのような場合か。

(答)

基準省令において「当該事業所の他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする」と規定している場合に、以下の場合であって、管理者の業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。

- ① 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

(問5) 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の立地について、「住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにしなければならない」とあるが、その趣旨如何。

(答)

1 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることを、市町村が確認することを求めたものである。

2 開設及び指定申請時においては、都市計画法その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。

(問6) 「運営推進会議」は、各事業所が設置することが必要なのか。

(答)

1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。

2 運営推進会議のメンバーについては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等を想定しているところである。

(問7) 運営推進会議のメンバーとされている「地域住民の代表者」とは、どのような人か。

(答)

地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。

(問8) 運営推進会議について、指定申請時には設置されていないのか。

(答)

事業所の指定申請時には、運営推進会議が既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要である。

(問9) 地域密着型サービス事業者の基準では、種々の研修が義務付けられたが、それぞれどのような研修なのか。また、どこが、どのように実施するのか。

(答)
地域密着型サービス事業所の職員について、義務付けた研修及びその概要は下記のとおりであり、それぞれの研修の実施主体は、各都道府県・指定都市である。

それぞれについては、所要の経過措置等を設けることとしており、各研修のプログラムや開催方法等を含め、追ってお示しする。

〔義務付けられている研修〕

	代表者	管理者	計画作成担当者
認知症対応型共同生活介護	B・C	/	/
認知症対応型通所介護	/	A・C	/
小規模多機能型居宅介護	C	C	C (介護支援専門員)

※ 経過措置（上表中のアルファベット）

「A」…現に開設している事業所については、受講義務なし。

「B」…現に開設している事業所については、平成21年3月31日までに受講しなければならない。

「C」…平成18年度中に開設される事業所については、平成19年3月31日までに受講しなければならない。

(1) 代表者（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護において共通）

事業所を設置・運営する法人の代表者が、日頃から事業所が提供する介護サービスの内容を理解し、その質の向上に努めていくため、最低限必要な知識を修得するもの。

(2) 管理者（認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護において共通）

介護に関する一定の知識及び経験を有することを前提として、

労務管理等も含め、管理者として必要な知識を修得するもの。

(3) 計画作成担当者（介護支援専門員）

小規模多機能型居宅介護については、新規のサービスであることから、制度の目的、理念、内容や他の居宅サービスの併用等について、サービスの趣旨に即した介護支援計画策定に必要な知識を修得するもの。

認知症対応型共同生活介護については、従来から研修を義務付け*ていたものであり、今回新たに義務付けをしたものではない。

※ 都道府県・指定都市が実施する「認知症介護実践研修」のうち、認知症介護実践者研修の受講を義務付けていた。

(問10) 法人格を有しないため、基準該当サービスとして介護給付の対象となっていた事業者が、法人格のないままで、平成18年4月1日以降、地域密着型サービス事業所の指定を受けることはできるのか。

(答)

1 基準該当サービスとは、指定基準に規定された要件について、指定事業所となるには何らかの基準を満たすことが困難な事業所について、市町村の判断により、当該市町村の範囲に限って介護保険によるサービスを提供できることとしたものである。

2 地域密着型サービスにおいては、基準該当サービスの類型は設けていないため、法人格を有していない場合、法人格を有しないまま、地域密着型サービスに相当するものとして介護給付の対象とすることはできない。

(問11) 小規模多機能型居宅介護事業所では、自己評価及び外部評価の実施並びにその結果の公表は、どのように実施するのか。

(答)

1 自己評価は、各事業所が、自ら提供するサービスを評価・点検することにより、サービスの改善及び質の向上を目的として実施するものであり、事業所の開設から概ね6か月を経過した後に実施するものである。自己評価結果の公表については、利用者並びに利用者の家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市

町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などが考えられる。

2 外部評価については、現在認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている外部評価と同様に、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うことを想定しており、自己評価を行った後、事業所の開設後1年以内実施することとなっている。外部評価結果の公表については、事業所内で自己評価結果の公表と同様の扱いのほか、外部評価機関がWAM-NET上に公表する等が考えられる。

3 なお、自己評価及び外部評価の評価項目、その他必要な事項については、追ってお示しする。

(問12)「専ら従事する(専従)」とは、常勤の職員を置かなければならないということか。

(答)

「常勤」と「専ら従事する(いわゆる「専従」)」とは、それぞれ

常勤：勤務時間が、就業規則等によって事業所が定めている常勤の
従業者が勤務すべき時間数に達している

専ら従事する(専従)：同時に他の職務に従事していないこと
をいうため、専従＝常勤ではない。

(4) 小規模多機能型居宅介護

(問51) 週1回の利用でも所定点数を算定するのか。

(答)

- 1 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能である。
- 2 ただし、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要である。

(問52) 小規模多機能型居宅介護事業所に認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、夜勤を行う職員の兼務は可能か。

(答)

- 1 小規模多機能型居宅介護事業所に併設する認知症対応型共同生活介護事業所等が1ユニットである場合に限り、夜勤を行う職員の兼務を行って差し支えない。
- 2 なお、この場合も、小規模多機能型居宅介護事業所には別に宿直職員1名が必要である。

(問53) 新規申請の場合、従業者の員数を算定するための通いサービスの「利用者の数」の推定数はどのように行えばよいのか。

(答)

- 新設の場合における「利用者の数」は、他の居宅サービス等と同様、①新設の時点から6月未満の間は、事業所が定める通いサービスの利用定員の90%とし、②新設の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、③新設の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。

(問54) 看護職員は常勤でなければならないのか。

(答)

常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではない。

(問55) 通いの利用者は毎日変動が予想されるが、実際の職員配置は、日々の「通いサービス」の利用者数に応じた配置としてよいのか。

(答)

職員の実際の配置については、その日ごとの状況に応じて判断していただく必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない人に対する訪問サービスも含め、利用者には何らかの形で関わることのできるような職員配置としていただきたい。

(問56) 宿泊サービスの利用者がいないにもかかわらず、なぜ宿直又は夜勤を行う従業者を置かなければならないのか。

(答)

宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、登録者からの訪問サービスの要請に備え、宿直又は夜勤を行う従業者を置かなければならないこととしたものである。

(問57) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーを利用している利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合、ケアマネジャーを小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーに変更しなければならないのか。

(答)

小規模多機能型居宅介護は「通い」、「訪問」、「宿泊」をパッケージで提供するものであり、利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、ケアマネジャーは当該小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーに変更することとなる。

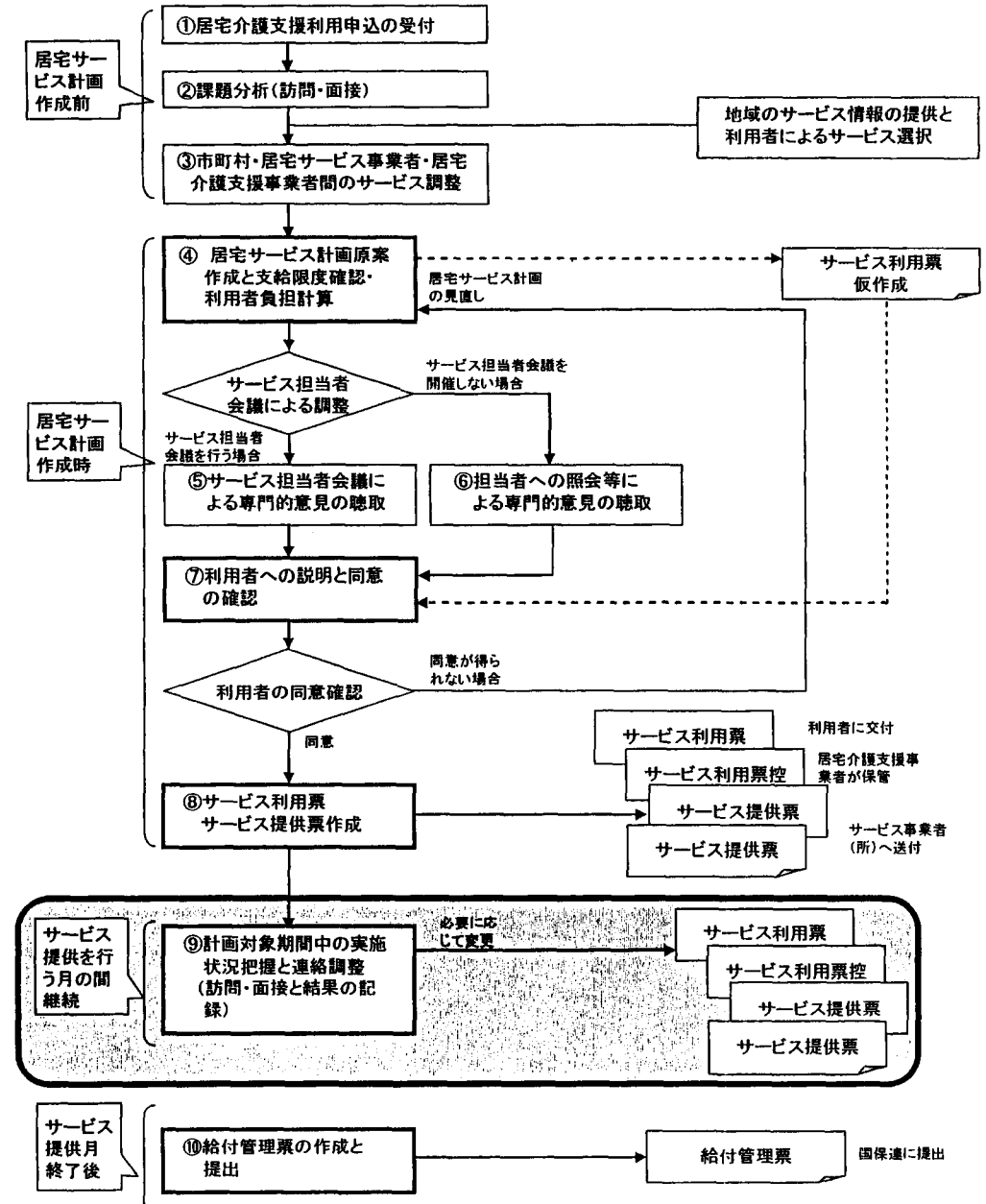
(問58) 小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーの業務は何か。
また、小規模多機能型居宅介護事業所は居宅介護支援事業所の指定をとらなければならないのか。

(答)

- 1 小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーの業務は、基本的には、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「ケアプラン」の作成、②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護利用に関する市町村への届出の代行、③小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成である。
- 2 ケアプランの作成に関しては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが通常行っている業務を行う必要がある。(具体的な事務の流れは別紙1のとおり)
- 3 ケアプランの様式は居宅介護支援と同様のものを使用するが、小規模多機能型居宅介護ならではのサービス利用票の記載例等については、追ってお示しする。
- 4 小規模多機能型居宅介護利用に関する市町村への届出については、居宅サービスにおける例にならい、別紙2のような標準様式で行うこととする。
- 5 また、登録者のケアプランの作成については小規模多機能型居宅介護の介護報酬の中に含まれていることから、別途「ケアプラン」の作成に係る介護報酬を算定することはできない。このため、居宅介護支援事業所の指定基準や介護報酬は適用されず、居宅介護支援事業所の指定を受ける必要はない。

(別紙1)

給付管理業務の流れフローチャート



居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		生年月日	
		性 別	
明・大・昭		男・女	
年 月 日			
居宅サービス計画作成を依頼（変更）する事業者			
事業者の事業所名		事業所の所在地 〒	
		電話番号 ()	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
		変更年月日 (平成 年 月 日付)	
〇〇市(町村)長 様			
上記の小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画作成を依頼することを届出します。			
平成 年 月 日			
住 所			
電話番号 ()			
被保険者			
氏 名 印			
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号	

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
 2 居宅サービス計画作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず〇〇市(町村)に届け出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

(問59)介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは地域包括支援センター(介護予防支援事業者)が作成するのか。

(答)

- 1 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは、地域包括支援センター(介護予防支援事業者)の職員が作成するのではなく、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが作成するものである。
- 2 この場合、地域包括支援センター(介護予防支援事業者)の職員が行う業務と同様の業務を行っていただくことになる。
- 3 なお、ケアプランの作成については介護予防小規模多機能型居宅介護の介護報酬の中に含まれていることから、別途「ケアプラン」の作成に係る介護報酬を算定することはできない。

(問60)訪問サービスのみ、小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホームの職員が行ってもよいのか。

(答)

このような勤務形態は認められない。特別養護老人ホームにおける職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。

(問61)介護支援専門員は非常勤でいいのか。

(答)

非常勤でも差し支えない。

(問62)通所介護事業所のように機能訓練指導員は配置しなくてもよいのか。

(答)

機能訓練指導員は配置する必要はない。

(問63) 訪問サービスを行う従業者は訪問介護事業所のように介護福祉士や訪問介護員の資格等がなくてもいいのか。

(答)
それらの資格等は不要である。

(問64) 代表者について、認知症高齢者の介護に従事した経験、医療サービスや福祉サービスの経営に携わった経験とはどの程度を想定しているのか。

(答)
特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員が訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、医療サービスや保健福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよい。

(問65) 小規模多機能型居宅介護事業所に併設できる施設にはどのようなものがあるのか。

(答)
小規模多機能型居宅介護事業所に他の事業所を併設する場合としては、①同一時間帯で職員の行き来を認める場合、②職員の兼務を認める訳ではないが、同一建物内に併設する場合、③同一法人が別棟に設ける場合、の3つのパターンがあるが、整理すると次のとおりとなる。

併設する事業所	①職員の行き来可能	②同一建物に併設	③同じ法人が別棟に併設
地域密着型の4施設等※	○	○	○
居宅サービス事業所	×	○	○
広域型の特別養護老人ホーム、老人保健施設等	×	×	○

※ 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)をいう。

(問66) 登録者は他の小規模多機能型居宅介護事業所に登録することはできないのか。

(答)
小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は1か所の小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うこととしたものであり、複数の小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められない。

(問67) 面積基準から、登録定員や通いの定員の上限は決定されるものなのか。例えば、居間及び食堂の広さが27㎡の場合は、通いの定員は9人となり、登録可能定員は最大18人となるのか。

(答)
1 居間及び食堂を合計した面積は1人当たり3㎡以上としていることから、居間及び食堂を合計した面積が27㎡の場合は、お見込みのとおり、通いサービスの利用定員の上限は9人となり、これを逆算すると、登録定員の上限は18人ということになる。
2 居間及び食堂が十分な広さが無いにもかかわらず、多くの利用者を登録した場合は、利用者が十分な通いサービスを受けられないこともあるため、面積に見合った登録定員とする必要がある。

(問68) 宿泊サービス用の個室は必ず必要なのか。個室以外の宿泊室について、居間兼食堂に一人であれば泊まれるのか。プライバシーが確保されたものとはどのようなものか。

(答)
1 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えない。
2 プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するというわけではない。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいこと

から認められない。

(問69)居室以外部分を宿泊サービスを提供するための面積に含めてよい
か。

(答)

他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。

(問70) 宿泊サービスの面積基準が全体として満たしている場合であれば、6畳間に2人の利用者を宿泊させることは認められるか。

(答)

- 1 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、かつ、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要である。このため、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになる。
- 2 ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではない。

(問71) 小規模多機能型居宅介護の居間は、グループホームの居間との共用は可能なのか。

(答)

グループホームの居間は入居者の生活空間であることから、基本的に小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められない。ただし、事業所が小規模である場合(小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合)などで、グループホームの居間として必要なものが確保されており、かつ、小規模多機能型居宅介護の面積基準1人当たり3㎡以上を満たす場合は、共用としても差し支えない。

(問72)日常生活において通常必要となる利用者に負担させることが適当と認められる費用とはどのようなものか。

(答)

日常生活において通常必要となる利用者に負担させることが適当と認められる費用とは、次のようなものを想定している。

- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用
- ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用

(問73) 通常の事業の実施地域はどのように設定するのか。

(答)

- 1 指定訪問介護事業所や指定通所介護事業所の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護事業所については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当である。
- 2 また、事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもある。

(問74) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態とはどの程度をいうのか。

(答)

著しく少ないとは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえる。

(問75)登録者が通いサービスを利用していない日における適切なサービスとはどの程度のものをいうのか。

(答)

一の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週四日以上行うことが目安となる。通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者には何らかの形で関わることが望ましい。

(問76)利用者宅へ訪問し声かけ等を行った程度でも訪問サービスの回数に含めてよいか。

(答)

小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

(問77)支給限度額内で利用できるサービスにはどのようなものがあるのか。

(答)

小規模多機能型居宅介護を受けている間に支給限度額の範囲内で利用できるサービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与である。

(問78)登録日はどのように決めるのか。

(答)

1 小規模多機能型居宅介護は登録のあった日に属する月から包括報酬を算定できるが、日割り計算を行う登録日は、利用者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に開始した日とする。

2 また、小規模多機能型居宅介護の終了日は利用者との契約を解除した日とする。

(問79)休業日を設けてよいか。

(答)

小規模多機能型居宅介護事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していない。

(問80)利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないとされているが、一時的とはどの程度の期間をいうのか。

(答)

特に必要と認められる場合としては、登録者の介護者が急病等のため事業所においてサービスを提供する必要が生じた場合や登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供する場合などが考えられるが、一時的とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいうものである。

(問81)宿泊サービスの提供期間に上限はあるのか。

(答)

1 小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の方であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。

2 しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような方が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要である。

(問82)重度になれば、居住機能を担う併設施設等へ移行しなければならないのか。

(答)

小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではない。可能な限り利用者が居宅生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が併設施設等入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努める

必要がある。

(問83) 食事の提供に要する費用や宿泊費は事業者が自由に設定してよいのか。

(答)

平成17年10月改定の際に定めた居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関する指針を踏まえ、事業者において適切な額を設定することとなる。(同指針を改正予定)

(問84) 現在、通所介護の指定を受けていて、自主事業で泊まりを行っているが、小規模多機能型居宅介護が創設されたことに伴い、こうした形態のサービスは行えなくなるのか。

(答)

平成18年4月以降も上記のようなサービスを行うことは可能である。

(問85) 現在、小規模多機能型居宅介護と類似のサービスを行う事業所において、共生型で障害者の人が住んでいるケースがあるが、この事業所が小規模多機能型居宅介護の指定を受ける場合は、障害者は利用できなくなるのか。

(答)

障害者を受け入れる共生型の小規模多機能型居宅介護事業所については、構造改革特区として提案されており、これを認める方向で検討している。

(問86) 小規模多機能型居宅介護事業所に併設している有料老人ホームの入居者が小規模多機能型居宅介護を利用することはできるか。

(答)

利用可能である。(ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。)

(問87) 養護老人ホームの入所者が小規模多機能型居宅介護を利用することはできるか。

(答)

養護老人ホームにおいては、措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が小規模多機能型居宅介護を利用することは想定していない。

(問88) 小規模多機能型居宅介護事業所とグループホームを併設している場合に、運営推進会議はそれぞれ必要か。

(答)

1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。

(問89) 通いの定員を15名とする小規模多機能型居宅介護の事業所の職員数は、どのように考えればよいのか。

(答)

1 日中の勤務帯を午前6:00から午後9:00までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の介護従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人=延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要である。それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名+宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な介護従業者を、小規模多機能型居宅介護事業所全体として確保することが必要となる。

2 具体的には、通いサービスに要する時間(延べ40時間)、日中の訪問サービスに要する時間(8時間)、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、

サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要である。

- 3 なお、基準の人員の規定（第63条第1項）は介護従事者の必要数の算出基準を示したものであるので、日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している介護従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなる。